

健生発0928第8号
令和8年9月28日

日本赤十字社血液事業本部長
一般社団法人中部さい帯バンク理事長
特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク理事長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

臍帯血のあっせんに伴う「「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱い」の一部改正について

欧州等滞在歴を有する者からの臍帯血の提供については、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）に係る献血制限を踏まえ、「「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱い」（平成22年9月10日付健発0910第3号厚生労働省健康局通知別紙）のとおり制限を設けています。

今般、「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係通知の廃止について」（令和8年1月15日付医薬発0115第3号）及び「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係通知の廃止の実施について」（令和8年9月15日付医薬血発0915第1号）並びに第62回厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会（令和8年8月27日）における議論を踏まえ、「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」を別紙新旧対照表のとおり改正いたしますので、必要な措置を講じ、遵守されるようお願いします。

つきましては、この方針に基づき、特定の海外地域における滞在歴及びプラセンタ注射剤の使用歴に関する臍帯血提供の制限の撤廃を速やかに実施できるよう、貴職において必要な体制整備を行うとともに、準備が整い次第、速やかに実施してください。また、実施に当たっては、実施日等について事前に報告願います。

なお、別添として、改正後の全文も併せて送付いたしますので、御活用ください。